

令和 5 年和泉市議会第 4 回定例会議案書（報告その他議案）目次

種別及び番号	件名	摘 要
報告第 1 7 号	専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（市立南松尾はつが野学園増築工事））	P. 2
議案第 6 5 号	公の施設の指定管理者の指定について（和泉府中駅前自動車駐車場）	P. 5
議案第 6 6 号	市道路線の認定について（伯太町 5 2 号線ほか 4 0 路線）	P. 7
議案第 7 0 号	工事請負変更契約の締結について（（仮称）和泉市立槇尾学園整備事業）	P. 1 9
議案第 7 1 号	工事請負契約締結について（（仮称）和泉市立富秋学園整備事業）	P. 2 1
議案第 7 2 号	公の施設の指定管理者の指定について（和泉市コミュニティセンター）	P. 2 5
議案第 7 3 号	公の施設の指定管理者の指定について（和泉市温水プール）	P. 2 7

報告第 17 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 5 年11月27日提出

和泉市長 辻 宏 康

専決第 8 号

工事請負変更契約の締結に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）第7号の規定により、工事請負変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年11月13日専決

和泉市長 辻 宏 康

市は、工事請負契約につき、次のとおり変更契約を締結する。

- | | |
|-------------------|--|
| 1 変更した工事請負契約 | 令和5年3月24日議決に係る市立南松尾はつが野学園増築工事 |
| 2 契 約 者 | 和泉市長 辻 宏 康 |
| 3 変 更 契 約 の 内 容 | 契約金額 （当 初）311,705,900円
（変更後）321,178,000円 |
| 4 変 更 契 約 の 相 手 方 | 大阪市北区堂島浜一丁目4番4号
富国建設株式会社
代表取締役社長 北浦 嘉教 |
| 5 変 更 の 理 由 | 賃金及び物価の上昇に伴うスライド条項の適用 |

報告第17号参考資料

専決処分の報告について

(工事請負変更契約の締結について
(市立南松尾はつが野学園増築工事))

位置図



議案第 65 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定することについて、次のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年11月27日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|-------------------------|--|
| 1 公の施設の位置及び名称 | 和泉市府中町一丁目20番2号
和泉府中駅前自動車駐車場 |
| 2 指定する団体の所在地、名称及び代表者の氏名 | 神奈川県横浜市港北区菊名七丁目3番22号
アマノマネジメントサービス株式会社
代表取締役 小針 宏之 |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

議案第 65 号参考資料

指定する団体の概要（令和5年10月1日現在）

- | | |
|---------|--|
| 1 団体の種類 | 株式会社 |
| 2 設立年月日 | 平成8年4月11日 |
| 3 団体の目的 | 次の事業等を営むことを目的とする。
(1) 駐車場の運営管理、保守及び保安業務の請負
(2) 駐車場の経営
(3) 駐車場設備機器の販売、賃貸及び保守業務
(4) 労働者派遣業務
(5) 施設警備業務
(6) 前各号に付帯する一切の業務 |
| 4 役員数 | 10人 |

議案第 66 号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

令和 5 年11月27日提出

和泉市長 辻 宏 康

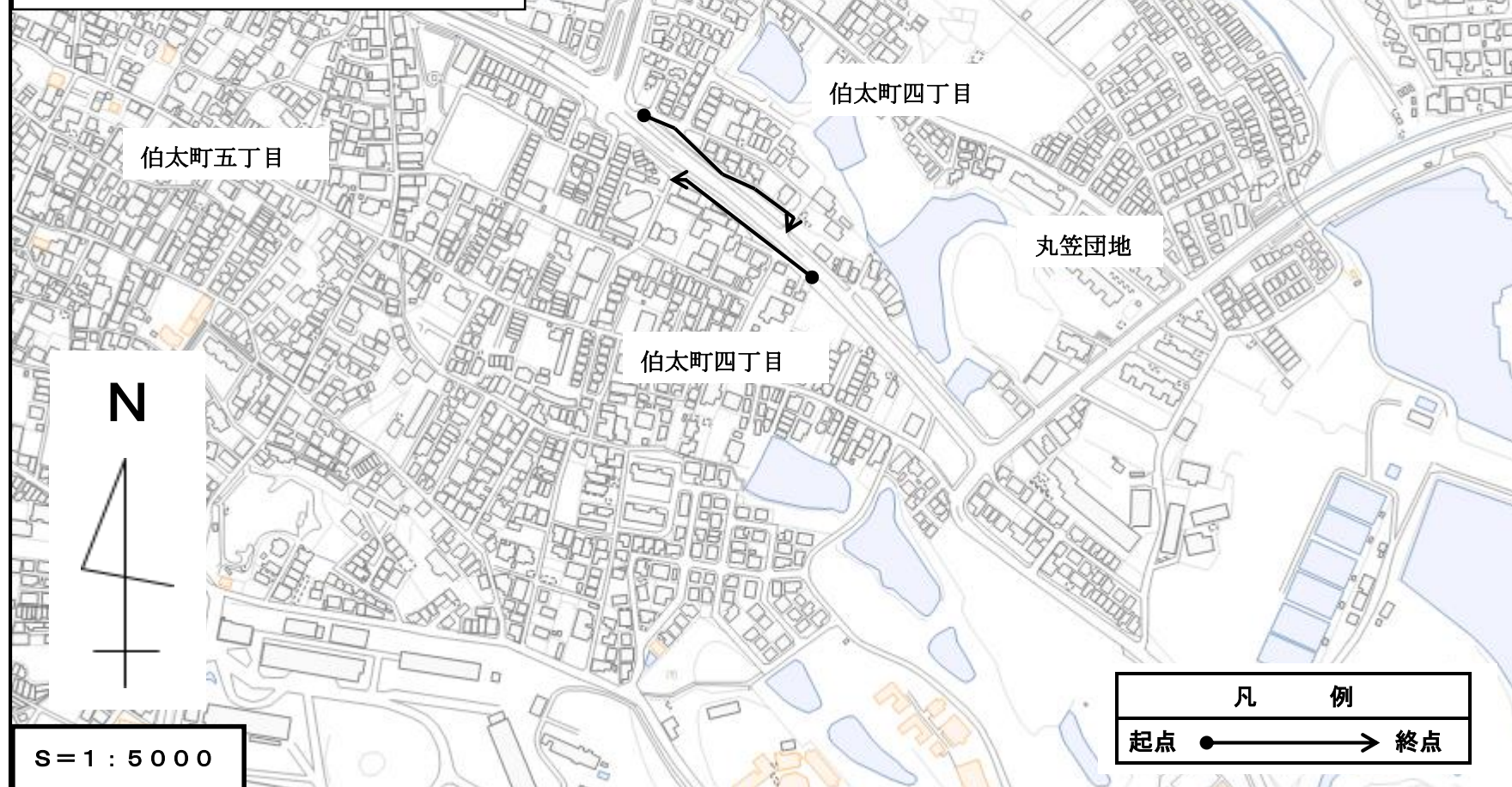
整理 番号	路 線 名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な 経過地
1	伯太町52号線	147.8	4.9～11.8	伯太町四丁目36番10先	伯太町四丁目80番2先	
2	伯太町53号線	138.9	4.5～9.8	伯太町四丁目81番8先	伯太町四丁目70番6先	
3	はつが野133号線	29.5	9.0	はつが野三丁目23番1先	はつが野三丁目23番20先	
4	はつが野134号線	314.5	6.0～9.0	はつが野三丁目24番25先	はつが野三丁目21番11先	
5	はつが野135号線	465.8	6.0	はつが野三丁目30番14先	はつが野三丁目33番4先	
6	はつが野136号線	95.8	6.0	はつが野三丁目25番3先	はつが野三丁目25番5先	
7	はつが野137号線	147.4	6.0	はつが野三丁目27番5先	はつが野三丁目27番6先	
8	はつが野138号線	151.7	6.0	はつが野三丁目31番15先	はつが野三丁目31番1先	
9	はつが野139号線	151.5	6.0	はつが野三丁目22番1先	はつが野三丁目32番1先	
10	はつが野140号線	120.0	6.0	はつが野三丁目22番14先	はつが野三丁目22番7先	
11	はつが野141号線	111.9	6.0	はつが野三丁目34番15先	はつが野三丁目33番1先	
12	はつが野142号線	41.2	6.0	はつが野三丁目33番8先	はつが野三丁目33番13先	
13	はつが野歩68号線	10.7	4.0	はつが野三丁目24番20先	はつが野三丁目24番20先	

整理 番号	路 線 名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な 経過地
14	はつが野歩69号線	12.7	4.0	はつが野三丁目26番1先	はつが野三丁目26番1先	
15	はつが野歩70号線	31.0	4.0	はつが野三丁目23番11先	はつが野三丁目23番10先	
16	はつが野歩71号線	35.2	4.0	はつが野三丁目30番7先	はつが野三丁目30番22先	
17	はつが野歩72号線	35.2	4.0	はつが野三丁目31番8先	はつが野三丁目31番23先	
18	はつが野歩73号線	35.2	4.0	はつが野三丁目32番8先	はつが野三丁目32番15先	
19	はつが野歩74号線	55.8	4.5~10.0	はつが野三丁目34番20先	はつが野三丁目34番1先	
20	はつが野143号線	216.3	6.0	はつが野四丁目5番9先	はつが野四丁目13番1先	
21	はつが野144号線	560.4	6.0	はつが野四丁目5番9先	はつが野四丁目13番1先	
22	はつが野145号線	189.3	6.0	はつが野四丁目4番7先	はつが野四丁目4番8先	
23	はつが野146号線	168.8	6.0	はつが野四丁目2番7先	はつが野四丁目11番19先	
24	はつが野147号線	140.0	6.0	はつが野四丁目7番5先	はつが野四丁目7番6先	
25	はつが野148号線	122.9	6.0	はつが野四丁目11番18先	はつが野四丁目11番5先	
26	はつが野149号線	102.8	6.0	はつが野四丁目9番8先	はつが野四丁目9番1先	
27	はつが野150号線	61.7	6.0	はつが野四丁目9番18先	はつが野四丁目9番15先	
28	はつが野151号線	25.1	6.0~14.0	はつが野四丁目8番3先	はつが野四丁目8番1先	
29	はつが野152号線	15.8	8.0	はつが野四丁目5番1先	はつが野四丁目5番1先	
30	はつが野153号線	15.9	8.0	はつが野四丁目10番1先	はつが野四丁目10番1先	
31	はつが野歩75号線	12.0	6.0	はつが野四丁目1番1先	はつが野四丁目1番1先	
32	はつが野歩76号線	19.6	4.0	はつが野四丁目1番11先	はつが野四丁目1番11先	
33	はつが野歩77号線	28.3	4.0	はつが野四丁目2番20先	はつが野四丁目2番28先	
34	はつが野歩78号線	33.8	4.0	はつが野四丁目2番14先	はつが野四丁目2番2先	
35	はつが野歩79号線	22.2	4.0	はつが野四丁目6番2先	はつが野四丁目6番1先	
36	はつが野歩80号線	11.3	4.0	はつが野四丁目6番16先	はつが野四丁目6番16先	
37	はつが野歩81号線	16.8	4.0	はつが野四丁目11番12先	はつが野四丁目11番12先	
38	はつが野歩82号線	29.3	4.0	はつが野四丁目9番5先	はつが野四丁目9番11先	
39	はつが野歩83号線	25.5	4.0	はつが野四丁目9番17先	はつが野四丁目9番19先	

整理 番号	路 線 名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な 経過地
4 0	はつが野歩 8 4 号線	17. 7	4. 0	はつが野四丁目 8 番 1 先	はつが野四丁目 8 番 1 先	
4 1	黒石町 3 号線	262. 6	6. 8～12. 8	黒石町 2 9 番 3 先	黒石町 1 0 1 3 番先	

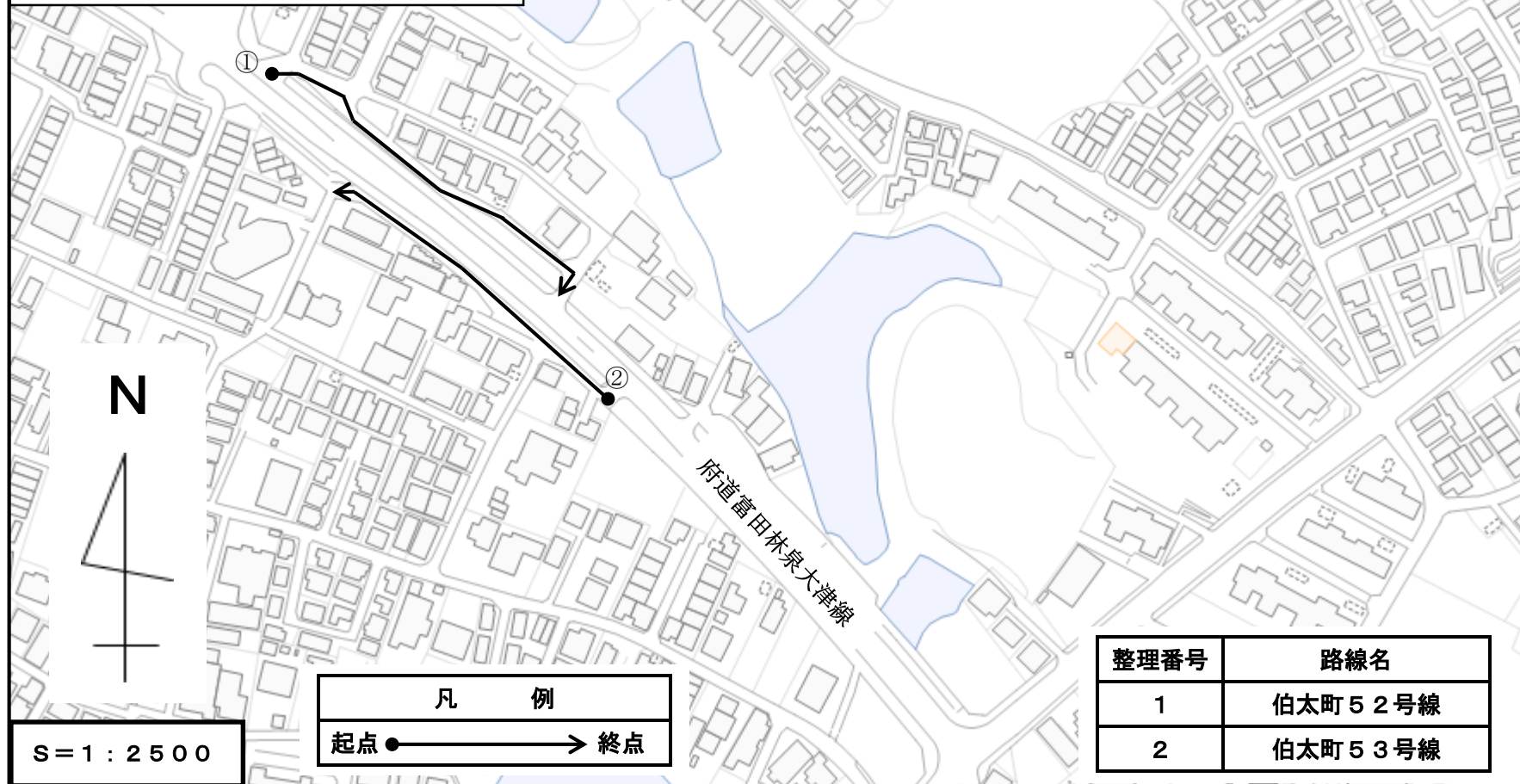
議案第 66 号参考資料
市道路線の認定について
(伯太町 5 2 号線ほか 1 路線)

位置図



議案第 66 号参考資料
市道路線の認定について
(伯太町 5 2 号線ほか 1 路線)

路線図

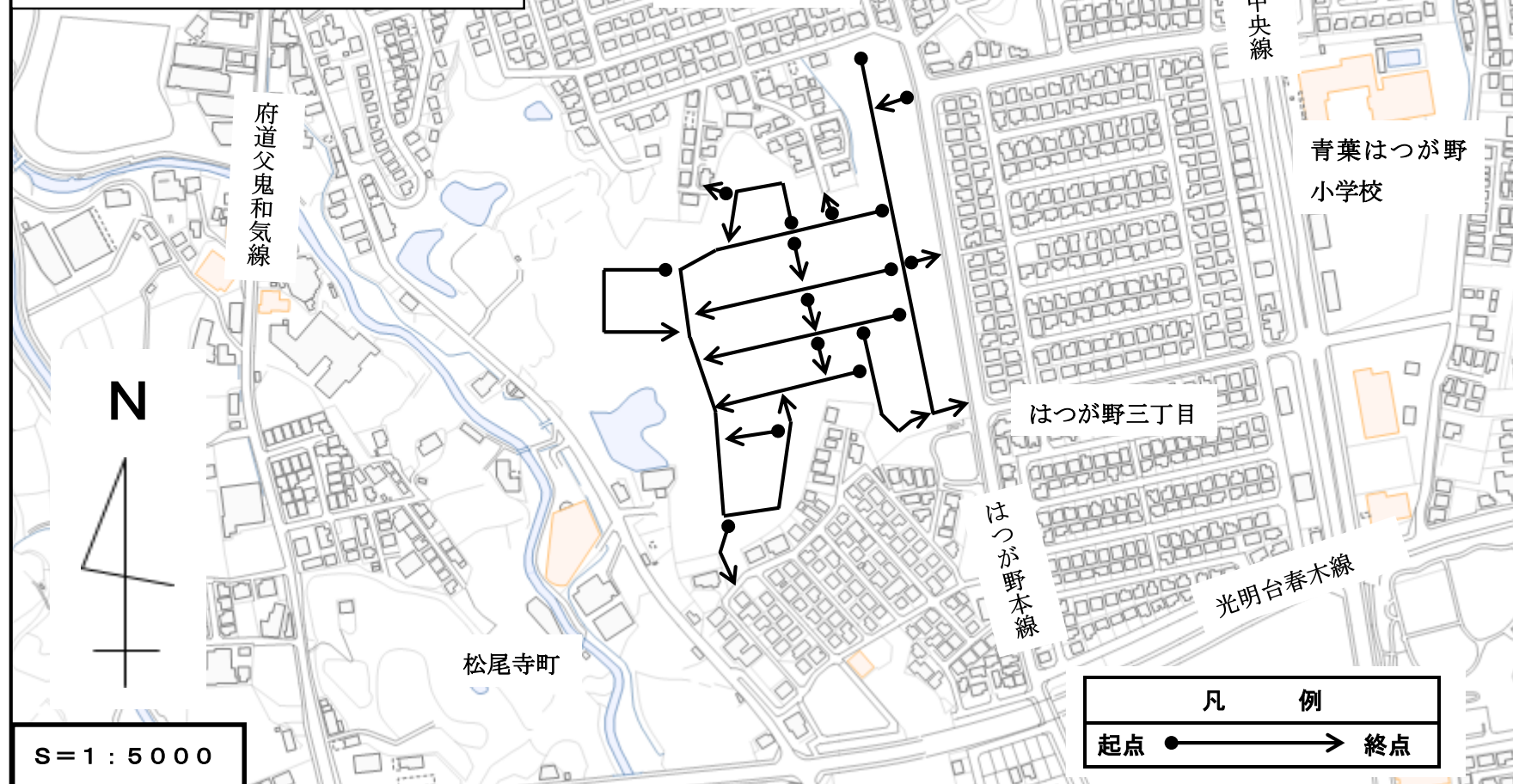


議案第 66 号参考資料

市道路線の認定について

(はつが野 133 号線ほか 16 路線)

位置図

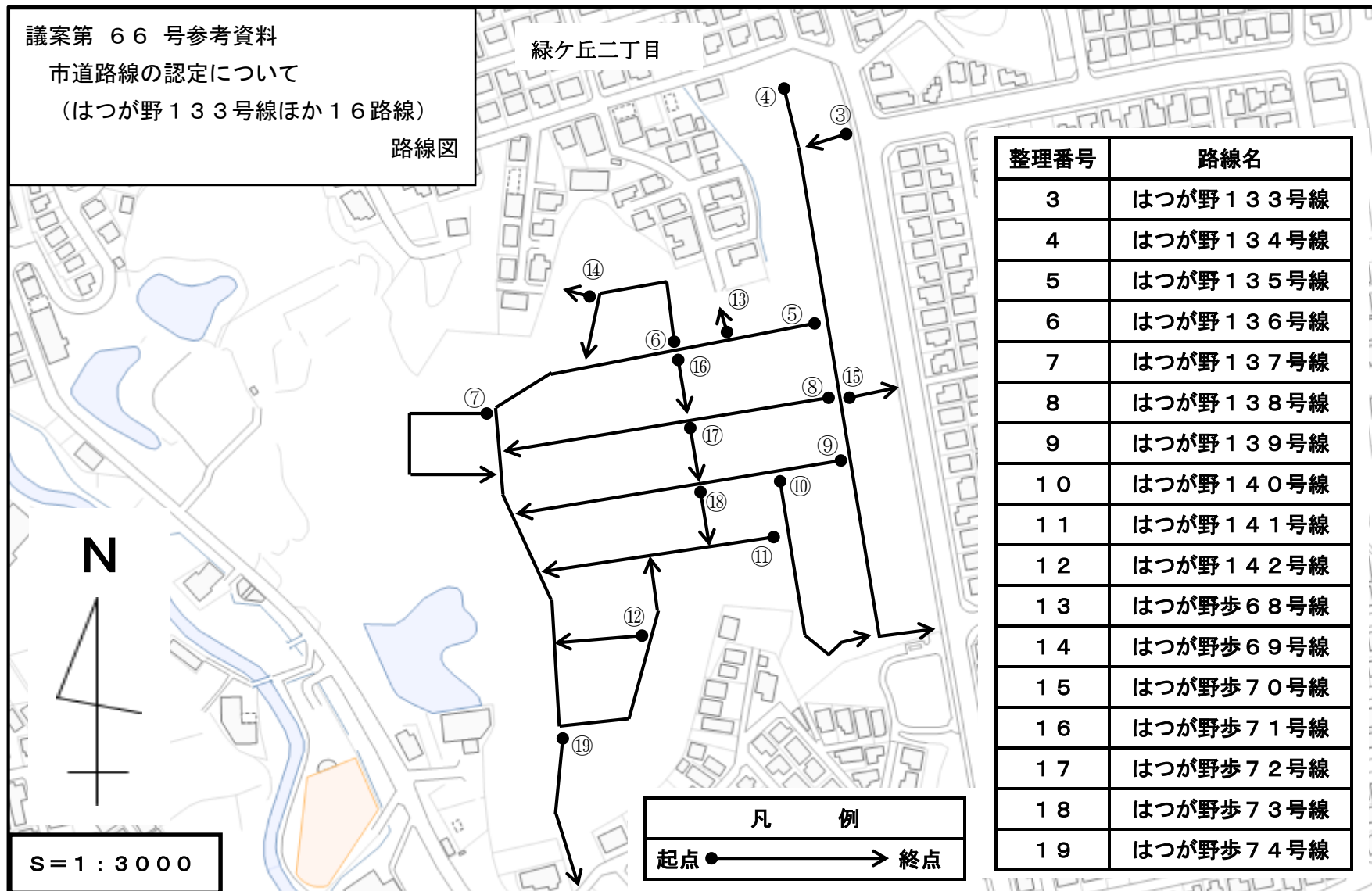


議案第 66 号参考資料

市道路線の認定について

(はつが野 133 号線ほか 16 路線)

路線図

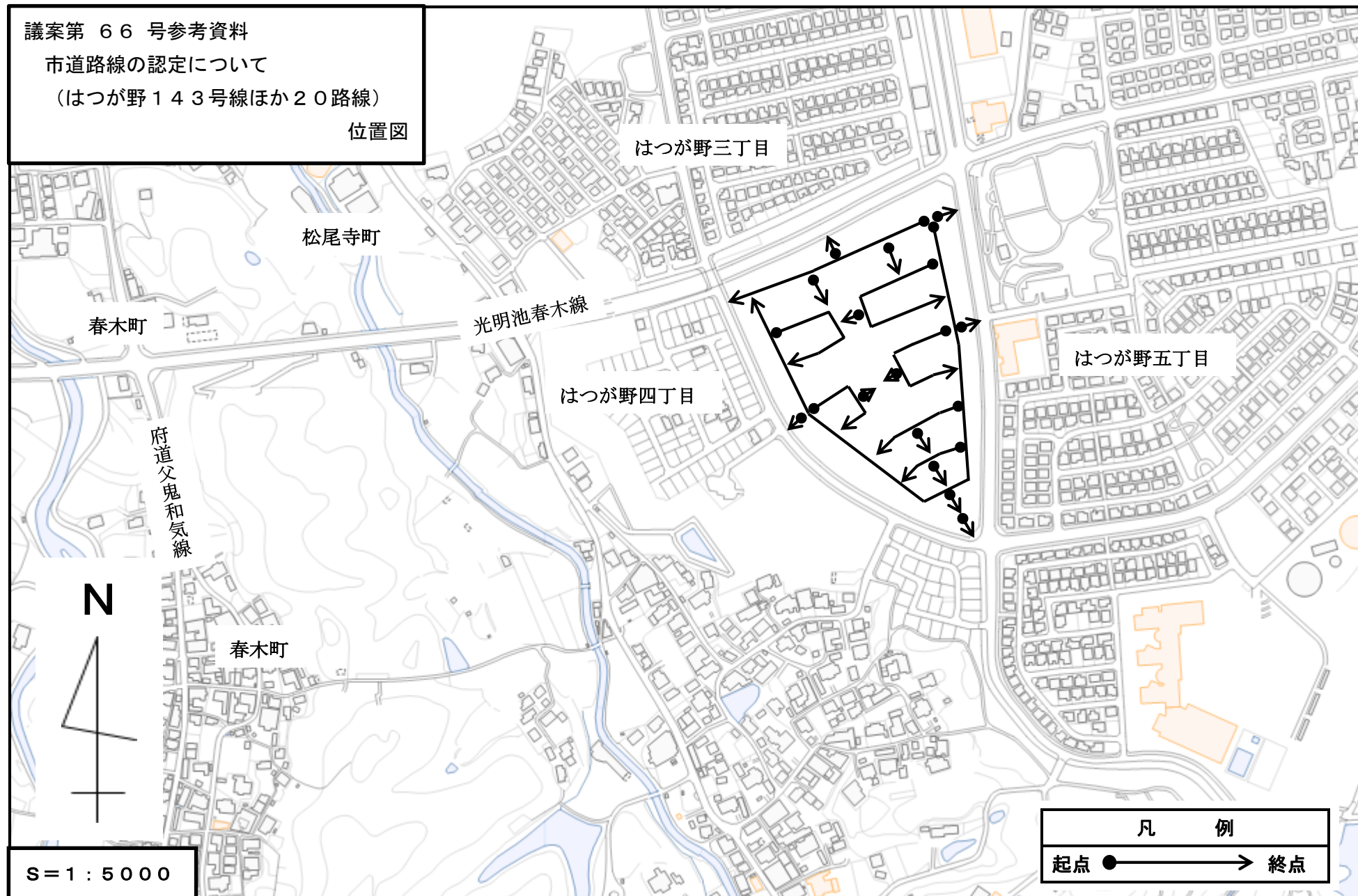


議案第 66 号参考資料

市道路線の認定について

(はつが野 143 号線ほか 20 路線)

位置図

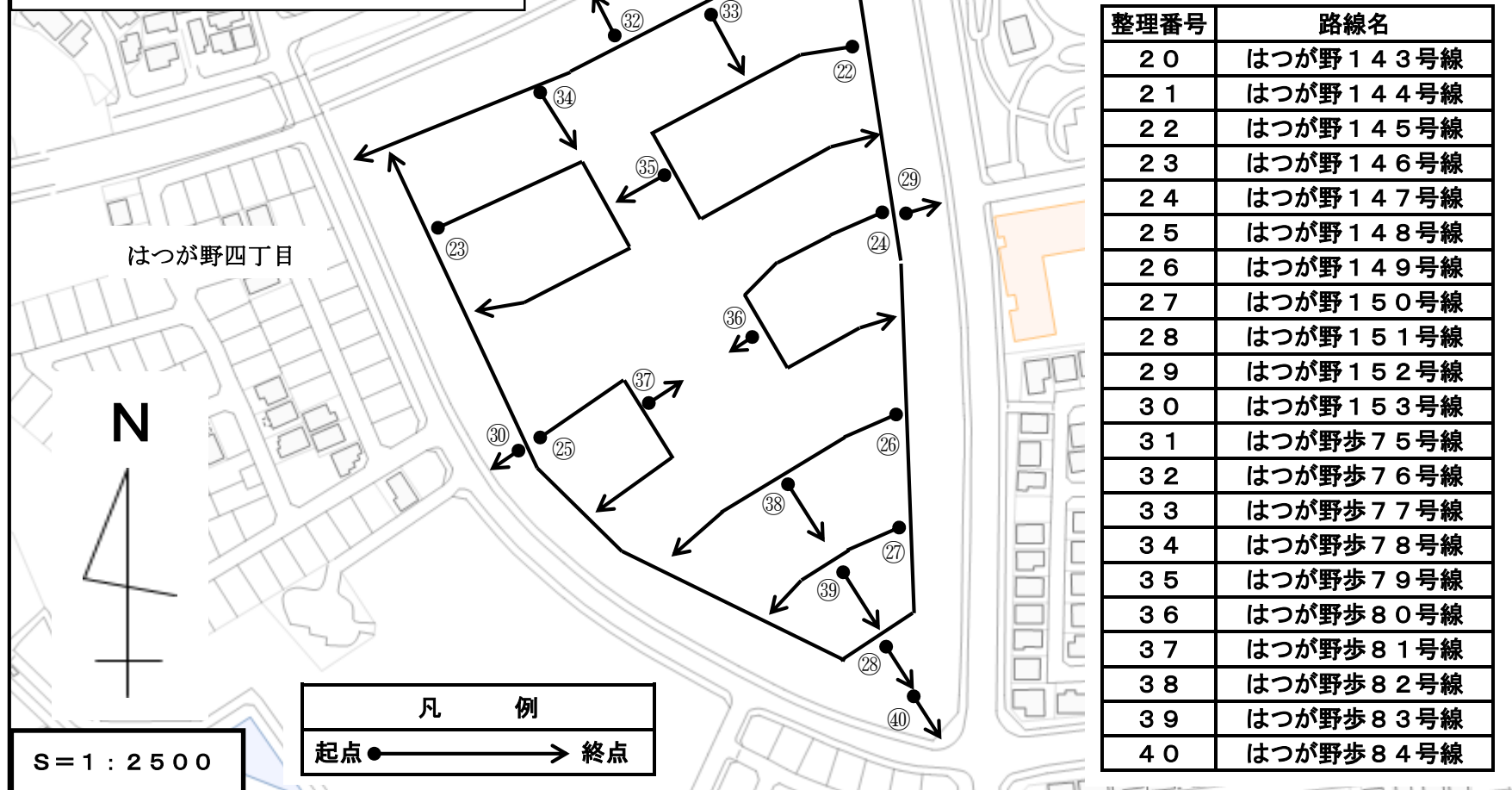


議案第 66 号参考資料

市道路線の認定について

(はつが野 143 号線ほか 20 路線)

路線図



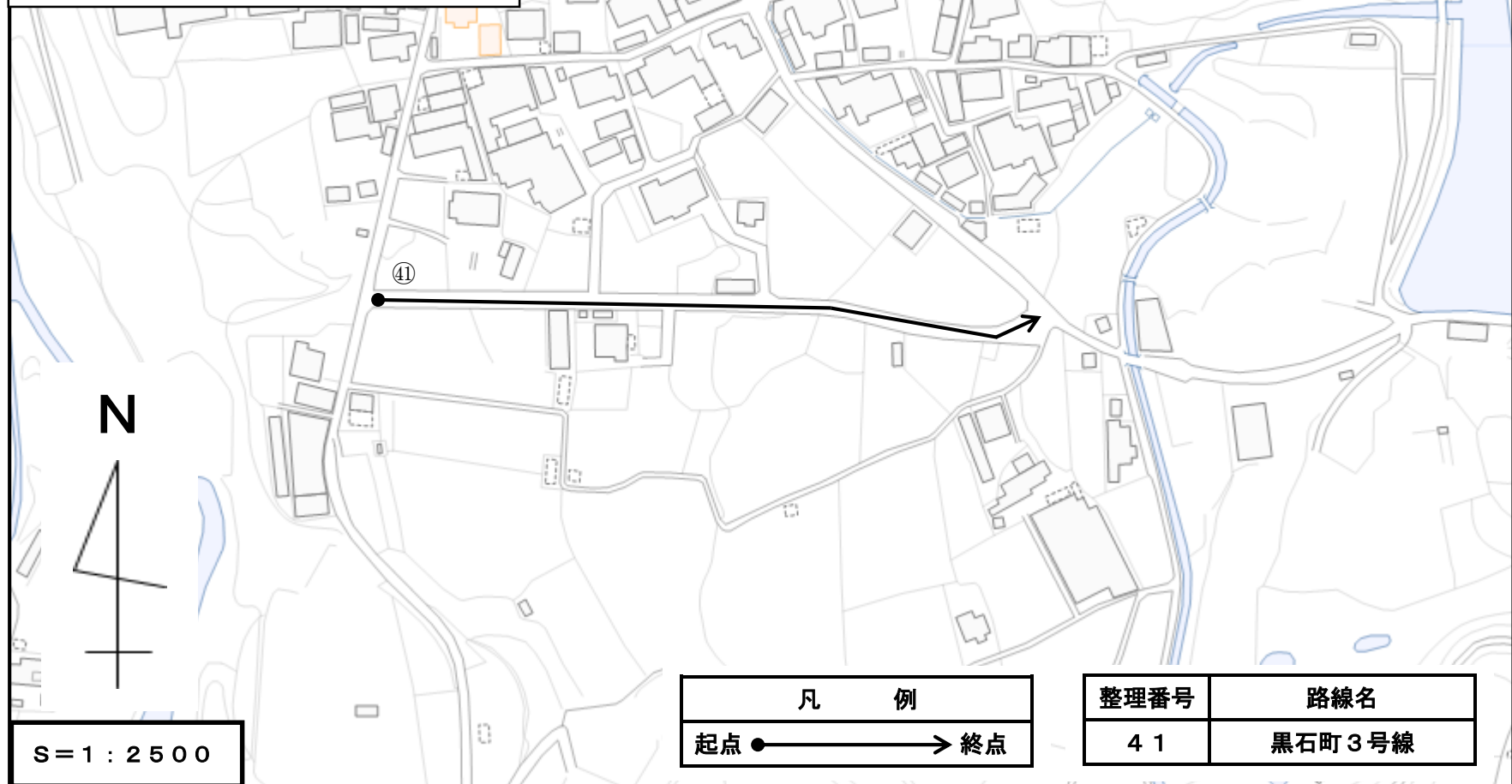
議案第 66 号参考資料
市道路線の認定について
(黒石町 3 号線)

位置図



議案第 66 号参考資料
市道路線の認定について
(黒石町 3 号線)

路線図



議案第 66 号参考資料

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）抜粋

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

議案第 70 号

工事請負変更契約の締結について

(仮称) 和泉市立槇尾学園整備事業請負変更契約を締結することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年11月27日提出

和泉市長 辻 宏 康

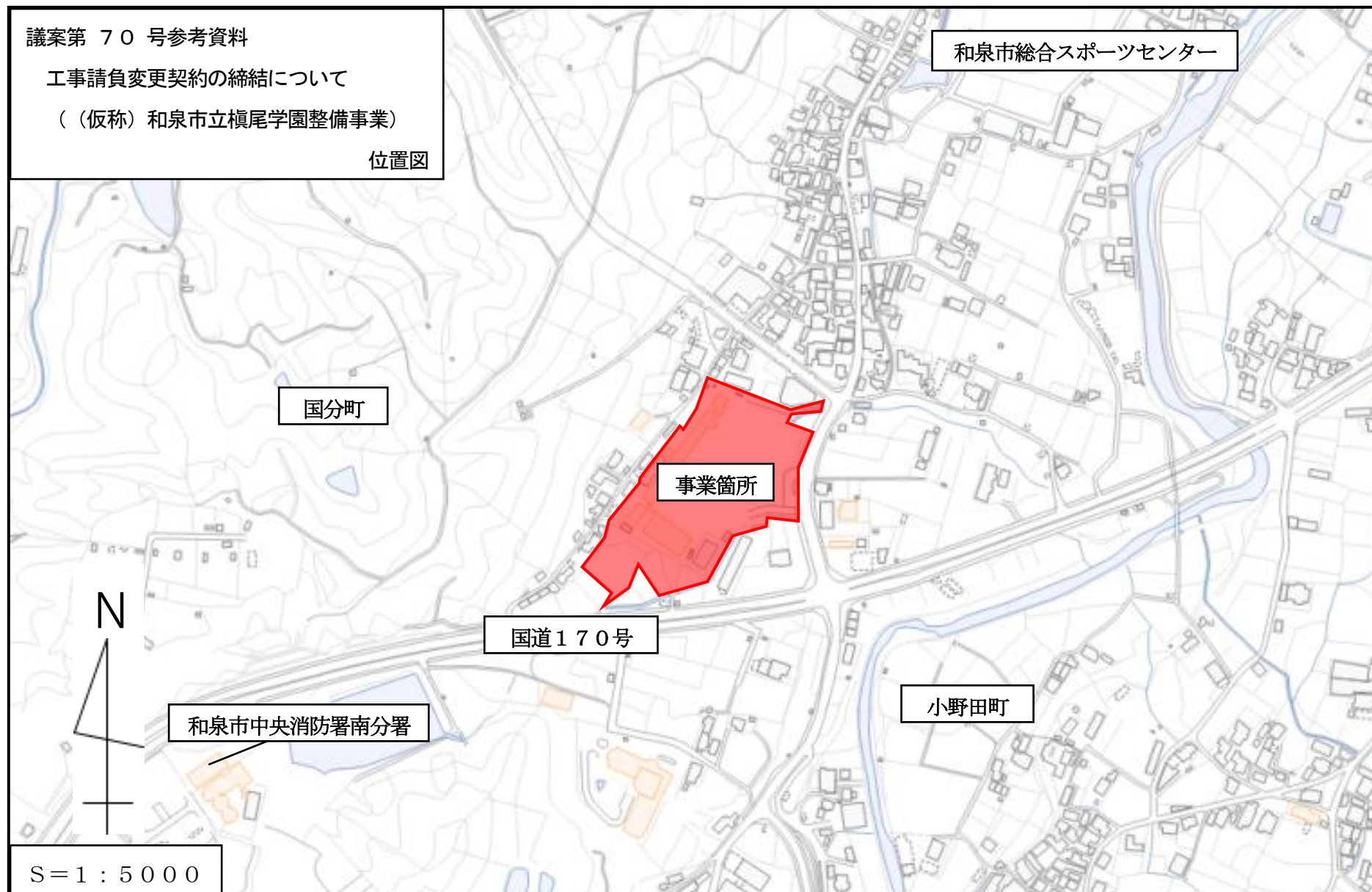
- | | |
|-------------------|---|
| 1 変更する工事請負契約 | 令和3年12月15日議決に係る（仮称）和泉市立槇尾学園整備事業 |
| 2 契 約 者 | 和泉市長 辻 宏 康 |
| 3 変 更 契 約 の 内 容 | 契約金額 （当 初） 3, 4 3 0, 7 9 0, 0 0 0 円
（変更後） 3, 6 2 7, 8 1 6, 5 0 0 円 |
| 4 変 更 契 約 の 相 手 方 | 大阪市北区紅梅町2番18号 南森町共同ビル
松井建設・深阪工務店・山田総合設計特定建設工事共同企業体
松井建設株式会社大阪支店 執行役員支店長 忽那 次男 |
| 5 変 更 の 理 由 | 賃金及び物価の上昇に伴うスライド条項の適用 |

議案第 70 号参考資料

工事請負変更契約の締結について

((仮称) 和泉市立槇尾学園整備事業)

位置図



議案第 71 号

工事請負契約締結について

(仮称) 和泉市立富秋学園整備事業請負契約を締結することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年11月27日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | (仮称) 和泉市立富秋学園整備事業 |
| 2 契約者 | 和泉市長 辻 宏 康 |
| 3 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 契約金額 | 6, 880, 390, 000円 |
| 5 契約の相手方 | 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号
奥村組・内藤建築事務所・テクノ工営特定建設工事共同企業体
株式会社奥村組 関西支店 常務執行役員支店長 川谷 澤之 |

議案第 71 号参考資料

(仮称) 和泉市立富秋学園整備事業概要

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 場 所 | 和泉市富秋町二丁目地内 |
| 2 | 工 事 種 別 | 建築一式工事 |
| 3 | 工 事 内 容 | 新校舎・体育館整備工事
既存校舎・体育館除却工事
グラウンド・外構整備工事
基本・実施設計一式
工事監理 |
| 4 | 工 期 | 自 令和 5年 月 日 (議決の日)
至 令和10年 3月31日 |

議案第 7 1 号参考資料

施設整備概要

- 1 延床面積 約11,750㎡
- 2 敷地面積 約40,000㎡
- 3 新校舎階層 3階建て
- 4 主な整備予定施設

室名		室数
普通教室		18
予備教室		9
特別支援教室		7
特別教室	理科室	2
	音楽室	2
	美術室	1
	技術室	1
	家庭科室	2
	メディアセンター（図書室）	1
多目的室		3
職員室		1
保健室		2
体育館		1
地域活動室		1
留守家庭児童会室		4

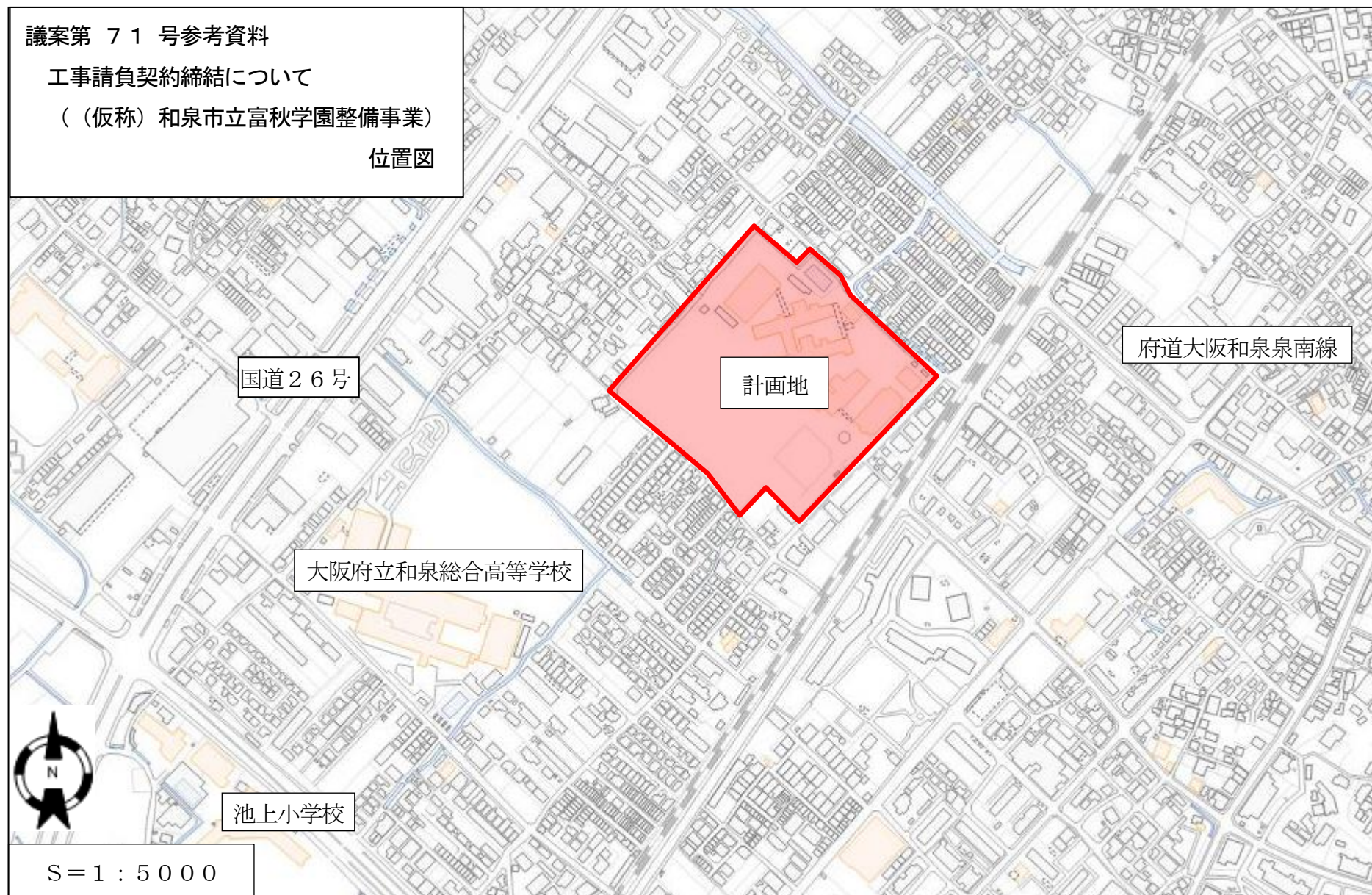
※設計協議により内容が変更となる場合があります。

議案第 71 号参考資料

工事請負契約締結について

((仮称) 和泉市立富秋学園整備事業)

位置図



議案第 72 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定することについて、次のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年11月27日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|-------------------------|---|
| 1 公の施設の位置及び名称 | 和泉市府中町二丁目7番5号
和泉市コミュニティセンター |
| 2 指定する団体の所在地、名称及び代表者の氏名 | 東京都港区芝三丁目23番1号
株式会社JTBコミュニケーションデザイン
代表取締役 古野 浩樹 |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

議案第 72 号参考資料

指定する団体の概要（令和5年10月1日現在）

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 団体の種類 | 株式会社 |
| 2 | 設立年月日 | 昭和63年4月8日 |
| 3 | 団体の目的 | 次の事業を行うことを目的とする。
(1) 各種イベント、国際又は国内会議、研修会又は講演会、展示会又は見本市催事等の企画、立案、斡旋及び実施
(2) 各種広告及び宣伝に関する事業
(3) 各種施設の運営及び管理
(4) カルチャーセンターの運営等の教育に関する事業
(5) 株式会社を含む各種法人又は団体の経営及び事業運営に関する業務
(6) 前各号に附帯又は関連する一切の事業 |
| 4 | 役員数 | 5人 |

議案第 73 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定することについて、次のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年11月27日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|-------------------------|---|
| 1 公の施設の位置及び名称 | 和泉市上町584番地の1
和泉市温水プール |
| 2 指定する団体の所在地、名称及び代表者の氏名 | 大阪市西区土佐堀一丁目5番6号
公益財団法人 大阪YMCA
代表理事 小川 健一郎 |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

議案第 73 号参考資料

指定する団体の概要（令和5年10月1日現在）

- | | |
|---------|--|
| 1 団体の種類 | 公益財団法人 |
| 2 設立年月日 | 明治43年12月27日 |
| 3 団体の目的 | 青少年をはじめとするすべての人々の心身の発達と人格の向上を図り、奉仕の精神を養い、世界の平和と福祉社会の実現に寄与することを目的とする。 |
| 4 役員数 | 8人 |